

第3類 組織・処務

第1章 組織

島原地域広域市町村圏組合事務局等設置条例

昭和46年4月30日条例第4号

改正 昭和49年12月26日条例第10号 平成11年5月25日条例第4号

平成15年10月16日条例第3号 平成31年3月25日条例第1号

(課の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため事務局を置き、事務局に次の課を置く。

総務課

電算課

介護保険課

(分掌事務)

第2条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務課

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 文書及び例規に関すること。
- (3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (4) 予算その他財務に関すること。
- (5) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 調査会に関すること。
- (7) 不燃性廃棄物の処理に関すること。

電算課

- (1) 電子計算機器及び各種データの管理に関すること。
- (2) 電算適用業務の分析設計及び調査研究に関すること。
- (3) 行政事務の電算処理に関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険事業の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 介護認定に関すること。
- (3) 介護保険料に関すること。
- (4) 介護保険給付に関すること。
- (5) 地域支援事業に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年12月26日条例第10号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月25日条例第4号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成15年10月16日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。